

SOR取引・MSプール取引及びPTS取引説明書

本説明書は、お客様がauカブコム証券株式会社（以下「当社」といいます。）の提供する、SOR（Smart Order Routing）を利用して取引を行う（以下「本取引」といいます。）にあたり必要な事項を説明するものです。また、本説明書では、本取引のリスクや留意点が記載されています。お客様は、本説明書をあらかじめよくお読みいただき、内容をご理解のうえ、お取引ください。

1. SORの概要

- (1) SORとは、金融商品取引所市場、PTS（私設取引システム）、ダークプール等複数の市場又はシステムのうち、最良の価格で約定できると思われる市場又はシステムを自動的に選び、また自動で注文発注する注文形態をいいます。お客様は現物取引および信用取引においてSORを利用することが可能です。
- (2) 当社の提供するSORシステムは、お客様が発注時にSORを選択した注文を最良執行方針（第2条第5項）に定める方法で、次の市場等において一括もしくは分割して注文を発注します。
 - モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社（以下「モルガン・スタンレー社」が運営するダークプール（以下「MSプール」といいます。）を經由して接続する立会外取引システム（ToSTNeT）
 - Cboe ジャパン株式会社（以下「Cboe ジャパン社」）及びジャパンネクスト証券株式会社（以下「ジャパンネクスト社」といいます。）が運営する私設取引システム
 - 株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の立会市場
- (3) 現物取引においてSORを利用する場合、上記（2）に記載がある「MSプール」「私設取引システム」「東京証券取引所」に注文を発注します。
信用取引においてSORを利用する場合、「私設取引システム」「東京証券取引所」に注文を発注します。
- (4) お客様は、SORを利用する場合、発注先を指定して注文することはできません。
- (5) MSプールは、その内部で投資家の売買注文の付け合せを行い、対当する注文を立会外取引システム（ToSTNeT）に発注を行い約定させるシステムです。MSプールは気配表示がなく、東京証券取引所の最良気配もしくは仲値をターゲットとして取引を行います。
- (6) 私設取引システムは一般的にPTS（Proprietary Trading System）といわれ、金融商品取引所市場を介さず株式や債券を売買することのできる証券会社が開設している電子的な私設取引システムのことをいいます。Cboe ジャパン社及びジャパンネクスト社が運営するPTSにおける取引は、金融庁の認可を受け、日本証券業協会の定める「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等に従って行われる取引所金融商品市場外取引です。（以下2社を総称して「PTS認可業者」といいます。）お客様が当社のSORを通じて取引いただけるのはCboe ジャパン社の「Cboe Alpha市場」（以下「Cboe PTS」といいます。）とジャパンネクスト社の「J-Market市場」（以下「ジャパンネクストPTS」といいます。）です。（以下2社のPTSを総称して、「PTS市場」といいます。）PTS市場の売買価格の決定方法は、金融商品取引法第2条第8項第10号ホ及び金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第17条第1号に規定する顧客指値対当方式です。すなわち、お客様の提示した指値が、他の注文の指値と一致する場合に、その指値を用いて売買を成立させる方法です。
- (7) 本取引による注文が、立会外取引システム（ToSTNeT）及びPTS市場で約定した場合は、約定時点における東京証券取引所の最良気配を基準として算出した想定約定価格及び実際の約定価格との差額をお客様に明示します。

2. SOR取引ルール

主な取引のルールは次のとおりです。詳細な説明を当社ホームページの「取引ルール」に記載しておりますので、あわせてご確認いただきますようお願いいたします。また、本説明書及び取引ルールに別段の定めがないときは、現物株式の取引ルールまたは信用取引の取引ルールが適用されます。

(1) 取引の方法

- SOR を選択し発注いただいた場合、当該注文は最良執行方針(第2条第5項)に定める方法で、発注されます。
- MSプール及びPTSで成立した取引の清算は、金融商品取引所取引と同様に株式会社日本証券クリアリング機構が行います。

(2) 50単元超の信用新規売り注文

SORを選択し、50単元超の信用新規売り注文をした場合、当該注文は下記の方法で発注されます。

空売り規制価格※1より低い価格を指値で指定した場合、自動的に空売り規制価格に変更いたします。その後東京証券取引所やPTS市場の約定価格に応じて空売り規制価格が下落した場合、お客様の指定の指値に到達するまで空売り規制価格に追従して変更されます。(空売り規制発動の翌営業日も東京証券取引所と同様の動きとなります。)

ただし、相場急変時は指値の変更が取引所でエラーになり、当該注文は失効する場合もございます。

※1

空売り規制価格は、下記のように計算いたします。

空売り価格規制発動前 基準値段※2×0.9+1ティック
空売り価格規制発動後 下降局面※2の時 直近約定値段+1ティック

上昇局面※2の時 直近約定値段と同値段

空売り価格規制発動翌営業日 基準値段+1ティック
下降局面※2の時 直近約定値段+1ティック
上昇局面※2の時 直近約定値段と同値段

※2

用語のご説明

基準値段…前日の終値(配当金や株式分割等のコーポレートアクションにより調整が入る場合があります)

下降局面…直近公表価格がその直前の異なる価格を下回っていること

上昇局面…直近公表価格がその直前の異なる価格を上回っていること

空売り価格規制については下記 URL をご確認ください。

<https://kabu.com/rule/unfair.html#anc06>

(3) 取引時間

東京証券取引所の立会時間と同様(営業日午前9時から午前11時30分、午後0時30分から午後3時)です。

(4) 取扱銘柄

東京証券取引所上場銘柄のうち、当社が指定する銘柄とします。

(5) 執行条件

- 現物取引・信用取引のお取引を受付けます。
- 成行注文、指値注文を受付けます。
- 注文は「当日のみ」、「期限指定」を受付けます。
- 発注した注文の訂正はできませんので、一旦取消してから改めて新規注文を発注し

てください。

- 現物取引において、成行で買い注文を行う際に、買付余力から拘束される予定約定金額概算（その注文が約定した場合の約定金額を仮計算したものは、制限値幅上限で算出します）。
- 信用取引において、成行で新規建玉（買付、売付）を行う際に、差し入れが必要となる信用取引の委託保証金は当該銘柄の値幅制限の上限で算出し、委託保証金を計算いたします。

(6) 約定日と受渡日

- 約定日は売買成立日となります。
- 受渡日は約定日から起算して3営業日目となります。

(7) 取引上限

当社ホームページの「取引ルール」で詳細をご案内しております。

(8) 注文単価（呼値）

注文時の呼値は東京証券取引所の呼値と同一です。

(9) 約定価格

- 約定価格は各執行先の刻み値が適用されます。
- MSプールにおける約定価格はモルガン・スタンレー社が定める刻み値が適用されます。
- PTSにおける約定価格はPTS認可業者が定める刻み値が適用されます。

(10) 売買単位

売買単位は東京証券取引所における売買単位と同一です。なお、PTS及び東京証券取引所において売買単位が異なる銘柄がありますが、SORが各市場へ発注する際に各市場の売買単位に合わせて発注をおこないます。銘柄毎の売買単位は株式注文画面等でご確認いただけます。

(11) 手数料等

SORのサービス利用料はかかりません。

- 現物取引においてSORを利用した場合は、通常の現物株式のお取引と同じ手数料が適用されます。
- 信用取引においてSORを利用した場合は、通常の信用取引のお取引と同じ手数料が適用されます。

(12) 価格情報の開示

- PTSの価格情報は日本証券業協会の定めに従い、Cboe ジャパン社及びジャパンネクスト社の気配情報及び約定情報は所定の時限内に日本証券業協会に報告され、日本証券業協会の運営するウェブ上で公表されます。
- SOR取引の分割発注により約定したもののうち、東京証券取引所で約定したものは通常の東京証券取引所約定として、MSプールで成立したものは立会外取引システム（ToSTNeT）での約定として公表されます。

(13) 売買取引の停止または制限

次の事由が生じた場合には、当社、モルガン・スタンレー社またはPTS認可業者が、売買取引の一部もしくは全部を臨時に停止または制限し、あるいは規定時限外に取引をすることがあります。

- 対象銘柄が上場している主たる取引所が売買停止等の措置を行った場合、または日本証券業協会が取引所金融商品市場外取引を停止した場合
- SORシステムの稼働に支障が生じた場合等において売買取引を継続するのが適当でない当社が認める場合
- MSプールの稼働に支障が生じた場合等において売買取引を継続するのが適当でない

と当社またはモルガン・スタンレー社が認める場合

- 私設取引システムの稼動に支障が生じた場合等において売買取引を継続するのが適当でないと当社またはPTS 認可業者が認める場合
- 対象銘柄について発行会社またはメディア等により発行会社に関する「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確である場合または情報の内容を周知させることが必要である場合等、売買を継続することが適当でないと判断した場合
- 売買の状況に異常がある、またはその恐れがある場合等で売買取引を継続するのが適当でないと認める場合
- 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引の注文及び約定の執行、金銭及び有価証券の授受等が遅延または不能となったとき
- 取引の公正性確保のため必要と認めた場合
- 一定の時間内に当社が受注した注文の件数または金額等の合計が当社の定める制限値を超過し、売買取引を継続するのが適当でないと当社が判断した場合
- その他、売買取引を停止または制限すべきと判断した場合

3. 本取引におけるリスク

- (1) SORの分割発注は、価格優先で約定するように原則として、有利な気配を提示する市場等から順番に注文を発注しますが、流動性の低下等により、発注のタイミングによっては結果的に最良の価格とならない場合があります。
- (2) 東京証券取引所で待機している一部または全数量をキャンセルし、最も有利なPTS市場へ再発注した注文の一部または全数量が約定しなかった場合、残数量は東京証券取引所に再発注されます。東京証券取引所における注文の優先順位が下がることで約定までに時間がかかる、もしくは約定の機会を失う可能性があります。
- (3) 取引が停止または制限される場合があります。本取引に関わるシステムに障害が発生した場合、本説明書第2条(13)またはSOR取引・MSプール取引及びPTS取引約款の第12条に該当する場合など、本取引に関わる売買取引を停止または制限する場合があります。
- (4) システム誤動作による被害を最小限に留めることを目的として、一定の時間内に当社が受注した注文の件数または金額等の合計が、当社の定める制限値を超過した際に、以降に受注した注文について市場等への発注を行わず失効させる場合があります。
- (5) 約定が取消される場合があります。PTS取引時間中に個別銘柄の売買停止措置が実施された場合であって、日本証券業協会により取引停止直前の約定が認められない場合、約定が取り消しとなる場合があります。また、システム障害等により株価等が異常値を表示した場合には、約定が取り消しとなる場合があります。
- (6) 取引所取引における売買価格と大きく乖離する場合があります。また、制限値幅は取引所取引における制限値幅と異なる場合があります。
- (7) 東京証券取引所の立会時間外における情報開示、ニュース等により価格が大きく変動する場合があります。
- (8) PTS取引は、東京証券取引所の取引と比べて参加者が限定されますので、一般に流動性が低くなり、値動きが大きくなる可能性があります。
- (9) MSプール及びPTS市場は、東京証券取引所とは別に売買を成立させるため、お客様が発注した注文条件に見合う反対側の注文が発注されていない場合にはMSプールまたはPTS市場では売買が成立しません。
- (10) SORは約定価格が最善となりかつ約定率が最大となることを目指しておりますが、必ずこれらを達成できることを保証するものではありません。

- (1 1) 東京証券取引所の制限値幅よりも有利な価格がPTS市場に存在した場合、本取引による注文が失効する場合がございます。その場合、市場選択より取引所を選択し再度の発注をお願いいたします。

4. 当社の最良執行義務

- (1) 当社の提供するSOR取引は最良執行方針を遵守するとともに、安定したサービスの継続、向上についても責任をもって行います。そのために、利益相反、システム運営の適正性、コンプライアンスの観点より、各PTS及びMSプールの運営状況等を継続的に監視しております。
- (2) 公正な取引環境を提供するという観点から、本取引におけるお客様の取引執行結果が東京証券取引所の最良気配という判断基準と照らし合わせて矛盾が生じていないことを示すため、第三者機関に検証を依頼し、結果を公表します。

5. その他ご留意事項

- (1) 本説明書でご説明する事項のほかに当社ホームページの「取引ルール」または「Q&A」において詳細をご説明している事項もありますので、お取引にあたっては本取引の関連ページもご確認いただきますようお願いいたします。
- (2) PTS認可業者は、金融庁の認可を受けて営むPTSの運營業務の一環として、有価証券の売買その他の取引の適切な管理及び取引の公正性確保のために売買審査を行うことが求められております。したがって、取引参加証券会社に対して当該取引参加証券会社の取引内容その他の情報、資料にかかる報告を依頼することがあります。この場合、当社はPTS認可業者の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成及び提出に関する必要な協力を行います。
- (3) SORのサービスの提供は当社が行うものです。モルガン・スタンレー社は当社に対して技術提供を行うものであり、お客様に対してサービスを提供するものではありません。SORのサービスに関して、モルガン・スタンレー社は、お客様に発生するいかなる損失及び損害についても、一切責任を負うものではありません。

6. 本説明書の変更

- (1) 本説明書は、法令の変更、監督官庁の指示、各金融商品取引所、日本証券業協会もしくは株式会社日本証券クリアリング機構が定める諸規則の変更がされたときまたは当社が必要と判断したときは、変更されることがあります。
- (2) 改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限するまたはお客様に新たな義務を課するものであるときはその内容をご通知します。
- (3) 前項の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社ホームページ等への掲示による方法に代えることができます。

以上

(2019年8月)

(2019年12月)

(2020年4月)

(2020年6月)

(2022年3月)

(2023年11月)